

戦前・戦後初期における幼児教育関連法令の批判的検討

A Critical Review of Prewar and Early Postwar Early Childhood

Education Laws and Regulations

渡辺 直人 (Naoto Watanabe) ¹

要約

本研究では、明治から戦後初期までに整備された幼児教育に関わる法令を概観し、課題点の整理・検討を行った。まず、学制、教育令、幼稚園保育及設備規定、幼稚園令を概観した。次に幼児教育関連法令に関し検討を行った。他の学校種と比すると幼稚園の法的・物的環境の整備は十分ではないこと、幼稚園数や就園率等のデータからも、当時は幼児教育が普及していなかったこと、保育項目に課題があったことを指摘した。また、その背景には当時の日本社会の価値観、及びフレーベルの教育理論の難解さがあったことを指摘した。

In this study, we reviewed the laws and regulations related to early childhood education developed from the Meiji era to the early postwar period, and organized and examined the issues involved. First, laws and ordinances related to early childhood education up to the present were reviewed. Next, we reviewed them. The study pointed out that the legal and physical environment of kindergartens was not fully developed compared to other types of schools, and that data on the number of kindergartens and their enrollment rates indicated that early childhood education was not widespread at the time, and that there were issues related to childcare items. He also pointed out that the values of Japanese society at the time and the difficulty in understanding Froebel's educational theory were behind this situation.

キーワード

幼児教育法 フレーベル 恩物 幼児教育課程 保育項目

1. はじめに

わが国における保育、幼児教育の歴史を概観すると、世の状況に大きく左右され、翻弄されてきたといえる。明治維新より、度重なる戦争や動乱が社会にあった中で、幼児教育もそれに巻き込まれ、大きく変容してきた。

1876年に東京女子師範学校（現お茶の水女子大学）附属幼稚園が設立されたのを皮切りに、幼

¹ 責任著者。和歌山信愛女子短期大学 保育科 講師（専任）

〒640-0341 和歌山県和歌山市相坂 702 番地 2 E-Mail: nwatanabe@shinai-u.ac.jp

稚園はここまで普及し、数を増やしてきた。しかしその道程は険しく、多くの苦難を乗り越えて現在に至っている。また、今もなお保育・幼児教育においては課題が山積しており、苦境にたたされているといえる。未来を担う人材を育むためにも、幼児教育は世にとって必須な基幹事業でもあり、現代社会において、なくてはならないものであるといえよう。

よりよい幼児教育を行うためにも、現代に渦巻く種々の課題解決が早急に望まれるが、それら課題は複雑に絡み合い、混沌としているのが現在の状況である。その解決の糸口を発見することでさえ容易ではない。そのためにも、まずは実施上で大きな格子となる法令に着目する必要があると考える。

特に幼児教育史における、戦前の法令・制度に関しては、十分に整備されていなかったとしばしば指摘される。今でこそ幼児教育に関する法体制は整いつつあるが、このように整備されたのは最近になってからのことである。また、他の学校種と比較しても、同程度の法整備を敷くまでには多くの時間がかかったといわれる。幼児教育の普及にも他の学校種と比して多くの時間がかかったともいわれる。

何故そのような事態に陥っていたのか、その背景には何があったのか、これらの議論も未だ浅く、整理・検討が必要な部分である。

本研究では、明治から戦後初期までに整備された幼児教育に関わる法令を概観し、課題点の整理・検討を行う。

2. 法令整備の変遷とその概要

まず、幼稚園・幼児教育関連法令が、いかなる変遷をたどってきたかを概観したい。

元来、幼稚園は舶来物であり、F. フレーベル (Friedrich Wilhelm August Fröbel, 1782年4月21日-1852年6月21日) により設立された、幼児を対象とした教育施設である。これは現在のドイツで設立され、フレーベルの死後、その後継者たちによって世界中に広まった。西欧化を進める当時の日本においても漏れることなく伝播され、導入されることとなる。

幼稚園の設立に関しては、日本では1875年に田中不二麿が太政大臣宛に「幼稚園開設之儀伺」を提出したことが第一歩であるといわれる。一度目は不許可となるが「再応伺」を提出し、そこでようやく許可が下った。そして1876年、東京女子師範学校の附属幼稚園が設立されることになる。幼稚園の開業式には、皇后宮および皇太后宮の行啓があり、盛大に挙行されたといわれているⁱ。

それより数年前、明治維新後、1872年にわが国における近代教育政策である学制が発布された。これを機に教育環境は次第に整備されていき、その後の教育事業の発展へとつながった。そしてこの学制は学校教育に関する法令であり、幼児教育を中心に記載された法令ではない。幼児教育については僅かしか記載されていない。しかし、これが法令において幼児教育が初めて言及された例であり、わが国における教育法学・幼児教育史における重要性は高い。ただし、そこには「幼稚園」ではなく「幼稚小学」という名称が使用されていた。また、枠組みとしては初等教育課程に含まれていた。そこには「幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」と記されている。しかしながら、この幼稚小学は一校も設立されることはなかったⁱⁱ。

幼稚園という名称は、1879年の教育令で初めて使用されることとなる。教育令では「学令以下ノ幼児ヲ保育センガ為ニ幼稚園ヲ設クルコトアルベシ」（第六十六条）と記されている。

そして幼稚園における詳しい規定を定めた法令が、1899年の「幼稚園保育及設備規定」である。文部科学省によれば、ここでは社会的に幼稚園の位置づけを明確にさせることを求める声が高まりつつあったことが背景にあるとされる。1898年にフレーベル会が文部大臣宛に「幼稚園制度ニ関スル建議書」を提出し、それが実ったものが「幼稚園保育及設備規定」であるという。この法令では、主に以下の8点が明記されることとなった。

- 1) 保育時数は一日五時間以内とすること
- 2) 保母一人の保育する幼児の数は四〇人以内とすること
- 3) 一幼稚園の幼児数は一〇〇人以内とし、特別の事情があるときは一五〇人まで増加することができること
- 4) 保育項目を遊戯・唱歌・談話・手技とすること
- 5) 建物は平屋造りとし、保育室、遊戯室、職員室などを備えること
- 6) 保育室の大きさは幼児四人につき一坪より小さくならないこと
- 7) 遊園は幼児一人につき一坪より小さくならないこと
- 8) 恩物、絵画、遊戯道具、楽器、黒板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器具などを備えることⁱⁱⁱ

そしてこの法令にて、はじめて保育の項目が明記された。それ以前も保育の項目は存在したが、「東京女子師範学校附属幼稚園規則」に示された3科目25項目であり、これは法令の位置づけにないものであった。ただ、草創期においてはその保育項目、規則が基準となっていたこともまた事実である^{iv}。

幼稚園史、幼稚園法学においてはこの法令は重要なものではあるが、この翌年の1900年に幼稚園は小学校令に組み込まれることとなる。

1926年には、戦前では最後となる幼稚園に関する法令の「幼稚園令」が發布された。この法令の特徴として、幼稚園に保育所的役割をもあわせ持たせようとしたことが挙げられる。しかし、実際には実現しなかった。この法令（勅令）が、戦後初期まで続くことになる。

「幼稚園に保育所的役割をもあわせ持たせようとしたことは、幼稚園令の大きな特徴であったが、この趣旨は、実際には実現しなかった。（——中略——）なお、幼稚園の幼児数は一二〇人以下とした。ただし、特別の事情があるときは、約二〇〇人にまで増すことができるとし、保母一人が保育する幼児数は約四〇人以下とした。」^v

また、戦時中は幼児教育も漏れなく動乱に巻き込まれる形となった。幼稚園は戦時託児所と相違ない物として機能していたという。また、東京都においては「幼稚園閉鎖令」も公布された。そして戦後の1947年に「学校教育法」が發布される。

3. 実態と課題

以上、これまでの幼児教育関連における法令を、学制、教育令、幼稚園保育及設備規定、幼稚園令の順に概観した。なぜこれらの法令が整備されていながら、当時の幼児教育における法的環境の整備が不十分であるといわれるのであろうか。その理由について、(1)他学校種の比較からみた幼稚園の位置づけ、(2)戦前の幼稚園数、小学校数、国公立、就園率のデータ、そして(3)保育内容の課題から見ていきたい。

(1) 他学校種の比較からみた幼稚園の位置づけ

まず、他の学校種においては、どのような法令が制定されていたのかを概観したい。学制、教育令が公布された後、1886年には学校令（いわゆる、教育5勅令、諸学校令とも呼ばれる）が公布された。この学校令は総称であり、帝国大学令・師範学校令・小学校令・中学校令・諸学校通則をまとめたものをいう。この各法令は、当時の学校における設置や環境の基準が示され、後の教育制度の基盤となった大綱であると知られている。しかしながら、ここには幼稚園は含まれていない。この学校令に値する「幼稚園令」が公布されるのは1926年まで待たなければならず、実に40年の差があることがわかる。

旺文社日本史事典 三訂版「学校令」^{vi}

1886（明治19）年、森有礼（ありのり）文相の主張により公布された、学校制度に関する法令の総称。帝国大学令・師範学校令・中学校令・小学校令として制定。自由主義的傾向を持つ教育令を廃止し、国家主義的教育方針を確立した。その後高等学校令・実業学校令・高等女学校令・私立学校令・専門学校令などが順次制定され、1947年学校教育法の制定まで続いた。

今でこそ幼稚園は学校教育法第一条に示されている通りに「学校」の一つとして正式に位置づけられている。では、いつ学校として認められることとなったのか。

1872年の学制では幼稚小学という名称が登場し、はじめて幼児教育が法令で登場した。そして1879年の教育令で、初めて幼稚園の名称が使用され、ここで文部科学省の管轄であることも示された。しかしながら、この教育令の第二条に示された学校の範囲をみると、幼稚園は含まれていない。すなわちこの教育令では、まだ幼稚園は学校教育として認められていない存在であった。その後の幼稚園保育及設備規定、幼稚園令においても学校に含まれることはなかった。そして、正式に学校として認められるようになるまでには、戦後1947年の学校教育法の制定まで待たなければならない。

教育令（1879）^{vii}

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス

学校教育法（1947）^{viii}

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(2) 戦前の幼稚園数、小学校数、国公私立、就園率のデータ

以上、戦後初頭までの幼稚園に関する法令整備における変遷を示した。このように、戦前から幼児教育については整備されていたことがわかるが、他の学校種と比較すると、幼稚園の整備は充分であったとは言い難いことがわかった。さらに、それは過去のデータからも垣間見ることが出来る。

幼稚園は東京女子師範学校附属幼稚園を皮切りに広がっていった。しかしながら、その広がり
の速度は他の学校種と比すれば後れを取っている。幼稚園は他の学校種と比し、増加の割合は低い。以下、文部科学省「学制百年史」^{ix}に示されている小学校のデータを参考にみていく。

明治10年から昭和20年までの幼稚園数を概観すると、明治10年、11年は1園であり、大正2年には568園に増加している。昭和2年には1182園、昭和19年には2006園と増加している。戦後は動乱の影響もあり減少しているが、落ち着きが戻ってからは増加している。

このようにみていくと幼稚園も発展しているように思われるが、小学校と比較するとそうとは言い難い。小学校数は、明治6年には12558校、大正2年には25615校、昭和2年には25462校、昭和19年には25889校と、幼稚園数とは比較にならないほど多い。小学校は、明治6年には1万校を超えているが、幼稚園が1万園を超えるのは昭和43年（10021園）である。これらのことから、明治当時の日本社会、政府・議会・文部省等政治機関（以下、日本で統一）は、幼稚園と比較して小学校の方に多くの力を入れていたとも捉えられる。幼児教育の普及のためにも、より検討を行い、法令や制度の整備を行う必要があったのではないかと考える。

当時の日本がいかに幼児教育に対し手薄だったか、幼稚園数のデータの内訳を見ると一目瞭然である。明治時代における、国公立と私立の園数の内訳を概観すると、明治39年には国公立が200園であり、私立が160園と、前者が勝っている。しかしながら、明治42年にはそれが逆転し、国公立は209園、私立が234園となった。そして明治期最後の45年には、国公立が224園、私立が309園と大差をつけられることとなる。

この背景には、当時宣教師として来日したキリスト教系保育者たちが、保育事業に力を注いでいたこともあるだろう。当時はM. プラインやA. L. ハウ等、多くのキリスト教系の保育者が来日した。彼女らは保育者養成にも力を入れており、現存する中で日本最古の私立保育者養成施設として知られている頌栄短期大学はハウによって設立された。また、実際に明治期の私立による保育士養成校は、全てキリスト教系によるものであった^x。

さらに、幼稚園がどの程度普及していたかをみるため、幼稚園の就園率を比較しながらみていく。明治29年には0.9%、小学校の就園率は64.2%であった。明治44年には、幼稚園の就園率は

2.0%であったが、小学校は98.2%であった。幼稚園の就園率が64%を超えるのは、昭和51年になってからである^{xi}。

以上のデータから、小学校と比較し幼稚園の園数は極めて少ないこと、私立の方が幼稚園が多く、国公立は少なかったこと、就園率が小学校と比較し著しく乏しいことが明らかとなった。データを比較してみても、当時の日本は、幼稚園と比し小学校に多くの力を注いでいたといえるだろう。

(3) 保育内容の課題

保育内容は幼稚園草創期から戦後まで、2度変更されている。初めの保育内容は、東京女子師範学校附属幼稚園規則である。これは法令ではないが、その他の幼稚園の基準になっていたことから、法令と同様の基準とされていた要綱であったことが知られている。これは1877年に整備された。この保育内容は、物品科、美麗科、知識科の3種に、さらに25の細目から成っていた。

東京女子師範学校附属幼稚園規則 保育項目^{xii}

第十一条 小児在園ノ時間ハ六月一日ヨリ九月十五日マテ午前八時ヨリ正午十二時ニ至リ九月十六日ヨリ五月三十一日マテ午前九時ヨリ午後第二時ニ至ル

第一物品科

日用ノ器物即チ椅子机或ハ禽獸花果等ニツキ其性質或ハ形状等ヲ示ス

第二美麗科

美麗トシ好愛スル物即チ彩色等ヲ示ス

第三知識科

観玩ニ由テ知識ヲ開ク即チ立方体ハ幾個ノ端線平面幾個ノ角ヨリ成リ其形ハ如何ナル力等ヲ示ス

二十五細目

「五彩球ノ遊ヒ、三形物ノ理解、貝ノ遊ヒ、鎖ノ連結、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、石盤図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、計数、博物理解、唱歌、説話、体操、遊戯」

次に保育内容が改められたのは、1899年の「幼稚園保育及設備規定」である。これが、初めて保育内容が示された法令である。ここでは「唱歌・遊戯・談話・手技」の4項目であり、東京女子師範学校附属幼稚園規則と比し大きく減少している。

三度目の変更があったのは、1926年の「幼稚園令」である。この幼稚園令は、戦後初頭の1947年に学校教育法が發布されるまで続いた。また、ここで保育項目がわずかに変更されることとなった。そこで示された内容が、「第二条 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技等ト

ス」である。ここでは遊戯と唱歌の位置が反転し、また、観察と「等」が加えられることとなった。「等」が含まれた背景は諸説あろうが、日々の状況に応じ、弾力的に保育ができることを志向したためであるとされる。

以上、このように、保育内容は1877年に示された内容からは大きく変わっているようにみられる。3科目25項目(1877年)から4項目(1899年)、そして5項目(1926年)と変わっている。

当然、時間が経てば、その時々に応じた社会・時代で求められる内容が反映されることとなる。不易流行とあるよう、どのような事項であれども、その時代毎の要請はある。だからこそ刷新は必要なことではあろうが、この保育内容の内実はそれに合致するものではない。

まず、この25項目のうち19項目(五彩球ノ遊ヒ、三形物ノ理解、貝ノ遊ヒ、鎖ノ連結、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、石盤図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方)は、フレーベルが考案した恩物及び作業具が基となっている。

そして、1899年に4項目へと改められたが、実際には、この19項目は、「手技」にまとめられたのみである。つまり変更点は「博物理解」「体操」が消え去り「説話」が「談話」に変更しただけである。そして1926年にも変更があったが「観察」と「等」が加えられたのみであった。すなわち、1877年に示された保育項目は、戦後初頭の1947年までほとんど変更点がないといえる。このことから、当時はこの保育内容に関して、十分な検討が行われていなかったことがうかがえる。

保育内容の変遷^{xiii}

1877年「東京女子師範学校幼稚園規則」 3項目「物品科、美麗科、知識科(「五彩球ノ遊ヒ、三形物ノ理解、貝ノ遊ヒ、鎖ノ連結、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、石盤図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、計数、博物理解、唱歌、説話、体操、遊戯」)

1899年「幼稚園保育及設備規程」 4項目「唱歌・遊戯・談話・手技」

1926年「幼稚園令」 5項目「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等」

1948年「保育要領」六 幼児の保育内容 一楽しい幼児の経験— 見学 リズム 休息 自由遊び 音楽 お話 絵画 製作 自然観察 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居 健康 保育 年中行事

1956年「幼稚園教育要領」健康 社会 自然 言語 音楽リズム 絵画製作

1989年「幼稚園教育要領」健康 人間関係 環境 言葉 表現

4. 背景

(1) 幼児教育に対する価値観

幼児教育関連法令において、なぜ整備が不十分であったか、幼児教育がなぜ普及しなかったのか、その理由をここで探りたい。

まず、幼稚園は富裕層・上流階級を対象とした教育施設であったことが一因にあるだろう。こ

の点は武智（2009）^{xiv}が詳しく解説している。武智によれば、東京女子師範学校開園当時の保育料は月に27 銭であり、その翌年は50 銭に改められたという。そして、その対比として当時の小学校教員の給与も紹介しており、2-4 円程度であったという。子どもは女中を伴って登園し、些細な怪我でも大げさにされたというエピソードがあることも紹介している。

このように、当時の幼稚園は上流階級を対象としていた。野口幽香の二葉幼稚園等の貧困層を対象とした幼稚園もあったが、基本的な性質は中々変わらず、他の学校種のように一般層を対象とするまでには時間がかかった。

加えて、貧困層を対象とした幼児教育施設としては、保育所・託児所が担っていた。現に、日本初の保育所「亜米利加婦人教授所」は、当時差別的な扱いを受けていたハーフの子どもの保育を行っていた。また、日本人による初めての保育所である「静修学校附設託児所」は、学校に行けない子どもの教育のために設立した静修学校において、稚児を背負って通っていた子どもが多く、その稚児の保育として誕生している。このような格差が法令整備や普及の妨げになっていたのではないかと考える。

また、当時の社会的な価値観も一因としてあるだろう。保育は「女性が行う仕事」とされていたうえに、保育を子守り程度にしか認識されていなかった^{xv}。これは賃金にも反映されている。実際に文部省が公開している当時の給料格差は著しく、小学校教員と比較しても低い。明治32年には、小学校本科正教員の給与は12.54 円であり、幼稚園保姆の給与は9.53 円であった。また、明治44年の小学校教員は21.45 円であるが、幼稚園保姆の給与11.01 円であった^{xvi}。

そういった格差の影響なのだろうか、日本で初めての保姆養成校である東京女子師範学校の保姆練習科は、1 年弱で閉鎖している。その理由は単純に入学希望者が少なかったからであり、初年度で11 名しか集まらなかった。

また、今でこそ資格取得における流れは明確であるが、20 世紀初頭まで、資格の整備も曖昧であった。田中（2003）^{xvii}によれば、保姆の資格は、1891 年、文部省令第18 号によって初めて規定されたという。また、実際には都道府県によって検定の実情は異なっていたといい、この検定制度が全国統一を果たすのは1926 年の幼稚園令からであるという。

このように、戦前の幼児教育にも様々な課題があった。そしてこれらのことから、当時の日本は、幼児教育に十分な力は注いでいなかったことが指摘できるのではないだろうか。そして、いずれにしても、それらの背景には、幼児教育の立ち位置の格差、そしてジェンダー観があったのは事実であろう。

ただし、それゆえにこそ法令の効力が期待されるといえよう。それら格差や偏見を対処を志向した法令や試みは、当時にはほとんどない。日本も許容してしまっていたからこそその状況ともいえる。そしてその許容が、幼児教育にも影響し、賃金格差等の問題を孕んでしまったのではないだろうか。それを防ぐためにも、幼児教育に本腰を入れて検討し、早急な法令と環境の整備が必要だったのではないかと考える。

(2) 背景 フレーベルの思想・教育理論に関して

幼児教育関連法令・基準の整備・検討における不十分さ、そして幼稚園が普及しづらかったこ

との背景において、フレーベルの理論にも一因があるだろう。

戦前の幼稚園に関する法令や基準を概観すると、保育の項目が記載されていることがわかる。まず、幼稚園は上述したようにF. フレーベルが設立したものであり、その色が濃く反映されている。そしてフレーベルは、幼児の教育遊具として恩物を開発し、これが日本にも渡り、保育の項目として位置づけられることになる。

戦前の幼児教育の整備がなぜ不十分であったか、このフレーベル理論には2つの課題を孕んでいる。

第一に、フレーベルの理論が、難解すぎる点が挙げられる。その難解さは、当時の幼稚園教育実施上大きな障壁となっていた。例えば、フレーベルの考案した教育遊具である恩物は、わが国の保育教材として導入された。これには年齢段階・教材提示の順序があるといわれる。しかし当時の制度（東京女子師範学校附属幼稚園規則）にはそれを示す文言はなく、指導法に関する説明もない。また、上記の法令いずれにもそれら説明は記載されていない。東京女子師範学校附属幼稚園規則には、学年別の週的时间割が記載されており、わずかには、保育項目の学年段階が把握できるが、具体的には記載されていない。すなわち、恩物の検討が浅いまま制度化してしまったことがうかがえる。

なお、明治初期の人物たちは比較的フレーベルの思想を引き継いでいたといわれているが、後になってくるとフレーベルの教育理論の解釈は軽んじられ、恩物は形骸化したといわれている。そうして、フレーベルの恩物と幼稚園教育の足並みがそろわず齟齬がうまれていた状況が各地で起こっていた。この現象は、日本においては東や倉橋等の幼児教育に関わる人物により批判されており、海外でも同様であった。当時は現代とは異なり調べる手段が乏しい。口伝より伝わるものが多く、その際に誤って伝わったものもあるだろう。このように19世紀末にも既に幼稚園の批判・課題はあった。

そして第二に、幼稚園の特異性である。幼稚園は他の学校種と根本的に異なる点がある。幼稚園は完全なる舶来物であり、フレーベル理論に則った幼児教育施設である。そのため「目的を達成するためには、子どもに対して何が必要か」、「どのような教育をすればよいか」という一般的な出発点とは異なり、幼稚園創始当初はいかにフレーベルの理論を理解・解釈しているかが重要となっていた。

以上、このような、理論の難しさ、そして特異性が、幼児教育関連法令・基準の整備・検討における不十分さ、そして幼稚園が普及しづらかったことの背景にあったと考えられる。突如としてあらわれた幼稚園に対し、一般市民が理解し、受け入れることに時間がかかるのはいうまでもない。そういった社会的情勢もあって幼児教育関連法令・基準の整備も立ち遅れ、普及に時間がかかったのではないかと考えられる。

4. おわりに

本研究では、明治から戦後初期までに整備された幼児教育に関わる法令を概観し、課題点の整理・検討を行った。幼児教育関連法令に関し、他の学校種と比すると幼稚園の法的・物的環境の整備は十分ではないこと、幼稚園数や就園率等のデータからも、当時の日本は幼児教育に充分な

力を注いでいなかったこと、またフレーベルの教育理論、恩物に関する検討が浅いことを指摘した。

本研究では現代の幼児教育に関する法令は検討していないが、これら指摘は現代においても通ずるものもあるのではないだろうか。現代では幼稚園教育要領があり、これら学習指導要領は約10年に一度、内容が見直されてはいるが、2023年現在の保育内容・項目・領域は、「健康・人間関係・環境・言葉・表現」枠組みにおける変更は1989年が最後である。その他幼児教育関連法令では、こども園や小規模保育の増設、子育て支援の拡大等はあるが、ある種の「加筆」はあるが、抜本的な改革は少ない。時代の移り変わりが早く、様々な問題が指摘される昨今、これら法令で現在の課題に対応できる力があるか否かは疑問が残る。課題の対応・解決のためにも、早急な検討が望まれる。

課題として、上記の検討は法文やデータを比較した結果にとどまるものである。法文を中心にみた検討のため、極めてマクロ的な論考であり、実際の現場での動きや状況は考慮していない。今後ともに更なる検討を行う必要があるだろう。

付記

本研究に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはない。

引用文献

- ⁱ 文部科学省「五 幼稚園の創設」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317591.htm, 2023年1月10日取得.
- ⁱⁱ 文部科学省「学制（明治五年八月三日文部省布達第十三・十四号・明治六年三月十八日文部省布達第三十号・明治六年四月十七日文部省布達代五十一号・明治六年四月二十八日文部省布達第五十七号）」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317943.htm, 2023年1月10日取得.
- ⁱⁱⁱ 文部科学省「六 幼稚園の整備」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317625.htm, 2023年1月10日取得.
- ^{iv} 文部科学省「五 幼稚園の創設」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317591.htm, 2023年1月10日取得.
- ^v 文部科学省「三 幼稚園令の制定」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317655.htmより引用。2023年1月10日取得.
- ^{vi} 旺文社日本史事典 三訂版「学校令」<https://kotobank.jp/word/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E4%BB%A4-464258>, 2023年1月10日取得.
- ^{vii} 文部科学省「教育令（明治十二年九月二十九日太政官布告第四十号）」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317966.htm, 2023年1月10日取得.
- ^{viii} 文部科学省「学校教育法（昭和二十二年三月二十九日法律第二十六号）」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317990.htm, 2023年1月11日取得.

-
- ^{ix} 文部科学省「学制百年史 資料編 明治6年以降教育累年統計」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318190.htm, 2023年1月11日取得.
- ^x 阿部智江(1976). 明治期における保育者養成. 青山學院女子短期大學紀要, 30, 69-84.
- ^{xi} 文部省(1979). 『幼稚園教育百年史』. ひかりのくに, pp 50.
(参照: 名須川知子, 田中亨胤(2003). 明治期の幼稚園における保育時間割の研究 -京阪神地域を中心に-. 兵庫教育大学 研究紀要, 23, 49-57.)
- ^{xii} 文部科学省「五 幼稚園の創設」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317591.htm, 2023年1月11日取得.
- ^{xiii} 文部科学省「五 幼稚園の創設」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317591.htm, 2023年1月10日取得.
- 文部科学省「六 幼稚園の整備」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317625.htm, 2023年1月10日取得.
- 文部科学省「三 幼稚園令の制定」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317655.htm, 2023年1月10日取得.
- 文部省(1947)『保育要領 -幼児教育の手びき-』<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s22k/index.htm>, 2023年1月12日取得.
- 文部省(1956)『幼稚園教育要領』<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s31k/index.htm>, 2023年1月12日取得.
- 文部省(1989)『幼稚園教育要領』<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h01k/index.htm>, 2023年1月12日取得.
- ^{xiv} 武智ゆり(2009). 日本初の幼稚園保姆 豊田英雄--女子教育機関で後進の育成も. 近代日本の創造史, 7, 17-24.
- ^{xv} 阿部智江(1976). 明治期における保育者養成. 青山學院女子短期大學紀要, 30, 69-84.
- ^{xvi} 文部省(1979). 『幼稚園教育百年史』. ひかりのくに, pp 174.
- ^{xvii} 田中友恵(2003). 戦前日本における幼稚園保姆検定制度 一 保姆の資格程度の考察を中心に 一. 乳幼児教育学研究 / 乳幼児教育学研究編集委員会 編 (12), 33-42.